

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和5年10月23日)

開催日及び場所		令和5年9月13日(水曜日) 九州森林管理局4階 第2会議室		
委員		鹿瀬島 正剛 (弁護士) 諏佐 マリ (熊本大学法学部准教授) 村中 剛士 (公認会計士)		
審議対象期間		令和5年4月1日～令和5年6月30日		
審議対象案件		318件 うち、1者応札案件158件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
抽出案件		12件 うち、1者応札案件 8件 (抽出率4%) (抽出率5%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率 %)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争	
			工事希望型競争	
			その他の指名競争	
		随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	業務	一般競争	4件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争	
			簡易公募型競争	
			その他の指名競争	
		随意契約	公募型プロポーザル	
			簡易公募型プロポーザル	
			標準型プロポーザル	
			その他の随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		物品・役務等	一般競争	4件 うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			指名競争	
	随意契約(企画競争・公募)			
	随意契約(その他)		2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	(特記事項)		特になし	

	質問	回答
<p>委員からの意見・質問それに対する回答等</p>	<p>○指名停止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止の理由には「虚偽の内容を記載して申請を行った」とあるが、具体的に指名停止措置要領の何に該当するのか、不正行為になるのか。 ・指名停止期間の設定はどれくらいか。3カ月の期間は重い措置になるのか。 ・令和5年度の契約で、履行中の業者が指名停止になった事例はあるのか。その場合、契約解除等の措置があるのか。 ・今回のケースでは、営業停止の処分を受けている、営業停止により契約が完了できなければ契約不履行となるのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽の内容で申請を行った不正行為が、建設業法違反に該当するとして営業停止処分を受けたことから、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号の建設業法違反行為に該当するため、指名停止の措置を行ったもの。 ・このケースであれば、1カ月以上9カ月以内となっており、3カ月というのは特に重い措置ではない。 ・令和5年度は、そのような事例はない。指名停止は入札参加資格が無いという事であり、履行中の契約はそのまま継続になると思われる。 ・営業停止については、処分を受ける前に契約締結した建設工事に限り、営業停止期間中も施工可能であることから、契約に影響は無いものと思われる。
	<p>○抽出事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.1(令和5年度一ツ瀬林道災害復旧工事)について、入札公告の訂正を行っているが、具体的な内容は何か、また、訂正による入札参加者の増減があったのか。No.2(吹上治山工事)も同じであるが、近年の災害状況は理解するが、1者応札とならないような今後の対応等あるのか。 ・厳しい条件での工事であるとの説明であったが、そうであれば、区域を分割して発注する方法はとれなかったのか。 ・業者が限られている状況では、周知を図っても1者応札の状況は改善できないということか。 ・災害復旧であれば早期発注することは理解できるが、工事発注を遅らせて、外の工事が落ち着いたところでの入札を行うなどの対応は難しいのか。 ・そういうことであれば、緊急随契で契約することはできなかったのか。 ・第3者から見ると、1者応札となっているのは好ましい状況ではない。災害復旧など早期発注が必要なものについては、緊急随契でおこない、随契の理由を明確に説明してもらおうほうが、第3者としては納得がいくものになると思う。1者応札の対策も含め、工夫の余地が無いのか検討してもらいたい。 ・技術者不足は、外のところでも聞く問題だと思うが、国として対策はとられているのか。 ・技術者の資格を取得することは難しいのか、取得には経験年数も必要なのか。 ・No.3-1、-2(鋼橋塗膜除去調査設計業務)について、PCBが含まれている塗膜かどうかを調査する業務も含まれているのか。 ・No.4(治山実施設計業務)について、総合評価方式による10者応札となっているが、応札者が50者など多数となった場合、評価業務に係る対策はあるのか。 ・評価点は公表され、応札者は他社との比較が出来るようになってきているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訂正公告の内容については、工事概要の記載内容に、誤って「令和3年度積算基準に基づくもの」と記載していたため、「令和4年度積算基準に基づくもの」と訂正したもの。この訂正による入札参加者への影響は無かったと思われる。1者応札に対する対応については、入札参加要件を幅広に設定し、治山工事の実績でも参加可能とするなど、出来るだけ多くの方が参加できるように取り組んでいる。 ・工事個所が延長30m程度しかないため、複数の業者が分割して工事を行うことは施工上も難しいと思われる。 ・通常の工事であれば、複数の応札者になったのかもしれないが、この地域では県道・市道等においても多くの災害が発生している状況があり、各業者も多くの工事を抱えており、入札への参加が出来なかったと思われる。 ・災害箇所が一級河川に沿った箇所であり、工事を遅らせることで護岸の浸食が進み、被害の拡大も予想されるとともに、災害箇所が要因となり下流の施設等に被害が及ぶことも考えられるため、早急に工事を進めることが必要であると判断した。 ・工事については、一般競争入札が基本ということで対応している。 ・No.2(吹上治山工事)の1者応札対応については、対策として担当技術者の手持ち工事を2か所から3か所へ増やし、受注できるよう対応しているところであるが、No.1と同様に、業者及び技術者が不足している状況もあり1者応札となった。 ・その他の具体的な対策については、把握していないところ。 ・国家資格の一級及び二級土木施工監理技術者の資格が必要となり、難しいという事もあり合格者は多くない。二級土木施工監理技術者の資格取得については、高校生のうちに筆記試験だけは受けられるよう、国土交通省で規定を緩和して実施していることから、今後は資格取得者が増えてくるのではないかとおられる。高校で筆記試験に合格していれば、その後、現場経験を積み論文による試験を受けて合格すれば、資格が取得できるということになる。 ・含まれていない。この業務は、PCBが含まれている塗料が使用されている橋の塗膜を除去し、塗り直しを行うための設計業務になる。 ・これまで50者など多数になった事はないが、全ての提案書の評価を行うことになる。 ・工事・調査設計業務については、評価点の公表は行っており、他社との比較も出来るようになってきている。

	<p>・No.5(虹の松原保全管理に関する調査(点検)請負業務)について、安全対策マニュアルの作成も含んでいることであるが、この契約でマニュアルは完成するものか。また、完成したマニュアルは全国で活用するものか。</p> <p>・No.6(造林事業(下刈)請負)について、作業箇所が広いことであるが、この契約でマニュアルは完成するものか。また、作業箇所の区域については、地区単位等での設定となっているのか。</p> <p>・共同事業体での契約形態は、1者での契約との違いはあるのか。</p> <p>・請負金の支払いについては、共同事業体専用の口座にまとめて支払うのか。その場合、各会社への支払額については、確認しないのか。</p> <p>・No.7-1、-2(松くい虫防除事業請負)について、毎年行っている事業で、このように特定の業者しかいないような事業であれば、随意契約とすることが出来る規定等無いのか。</p> <p>・ヘリは空中散布専用のものか。ヘリが壊れた場合防除事業は出来なくなるのか。</p> <p>・同じ作業種で、面積は3倍程度なのに契約金額は約9倍となっているのはなぜか。</p> <p>・No.8(鹿児島森林管理署庁舎等清掃請負業務)について、清掃請負業務は全体的に落札率が低い、この入札は44.9%と特に低い、最低賃金も国の政策により上昇している状況で、この落札率で契約となっても業者は大丈夫なのか。</p> <p>・清掃業務は、人件費が大部分を占めているため、契約金額を低く抑えるには、人員を減らして一人の労働者へ過剰な労働を課すことになる、入札の際は人件費の内訳等を確認し、支払賃金の状況等も評価の対象としないと、今後も労働者への負担のみが増えていくのではないかと思う。</p> <p>・No.9(大分森林管理署検査委託)について、自動選別機は高額なものか、導入を業者へすすめることは難しいのか。</p> <p>・小規模の業者には導入する余力が無いということか。</p>	<p>・今回の契約では、マニュアル(案)の作成を行った。今後、この(案)を基に実践的なマニュアルに改定していくこととしている。また、このマニュアルは虹ノ松原のみで使用するものとなっている。</p> <p>・下刈り作業は、夏場に行くことから厳しい作業であり、作業面積も非常に広く人員も必要となることから、共同事業体を組み入札されたものと思われる。発注区域に関しては、当該署の下刈事業においては、管轄する区域一帯での発注としており、区域の分割発注は行っていない。</p> <p>・基本的には同じである。契約書には、入札参加資格確認の際に提出された共同事業体の協定書に記載されている、共同事業体の代表者を含め全ての構成員となる会社の代表者が記載される。</p> <p>・共同事業体専用の指定口座へ請負金額を振り込む。各会社への支払額は確認しないが、協定書に各会社の作業量等を記載されていることから、その内訳により支払いがされていると思われる。</p> <p>・規定等は無く、一般競争入札を行わず随意契約という事にはならないと思われる。</p> <p>・空中散布専用のものである。ヘリが壊れても、地上散布や小型のリモコンヘリでも防除事業は実施可能であるが、面積が広いためヘリによる空中散布が効率的である。</p> <p>・散布箇所数やヘリの移動距離もあるが、散布薬剤の量が52千ℓと4千ℓと10倍以上違うため、この契約金額となったものである。</p> <p>・参加業者の広域化もあり、入札に参加する業者も増えていることから、競争の原理がはたらいしたものと思われる。清掃業務は毎月検査を実施しており、現状では不適切な業務を行ったという報告は受けていない。</p> <p>・外の契約でも人員を減らして対応している状況はみられるようである。</p> <p>・自動選別機は、機械の大きさにもよるが約2億円近くの機械で、小規模の業者には導入が難しくなっている。</p> <p>・年間の取扱量がある程度なければ、機械の稼働率が悪くなるため導入は難しい。小規模であるから余力が無いという事ではないと思われる。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし</p>	

事務局:九州森林管理局企画調整課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。